平成18年1月1日訓第194号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における住民本位の国際交流を推進し、住民の国際 感覚の育成を図ることにより、本市における国際化への対応に資するため、 津市補助金等交付規則(平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。) の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとす る。

(定義)

- 第2条 この要綱において「国際交流推進団体」とは、本市の区域内において 国際交流に係る事業を組織的かつ継続的に行う住民本位の団体で、次の各号 のいずれかに該当する者で構成されるものをいう。
 - (1) 本市の区域内に住所を有する者
 - (2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (3) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- 2 この要綱において「国際交流事業」とは、本市の住民を対象として広く行われる次に掲げる活動その他の事業(営利を目的として、政治活動として、 又は宗教活動として行われるものを除く。)をいう。
 - (1) 国際的な文化、スポーツ、教育等に係る交流活動
 - (2) 国際的な人的又は物的な交流活動
 - (3) 国際的なボランティア活動
 - (4) その他市長が特に認める国際交流に係る事業 (名称)
- 第3条 第1条の補助金は、「国際交流事業補助金」(以下「補助金」という。) と称する。

(交付の対象)

- 第4条 補助金は、国際交流事業を行う国際交流推進団体に対して、これを交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本市から国際交流に係る補助金(名称いかんを 問わずこれに類するものを含む。)の交付を受け、又は受ける予定である国 際交流事業については、その年度に限り、補助金の交付の対象となる事業と

しない。

(補助金の額)

第5条 補助金は、国際交流事業の規模等を勘案し、予算で定める額を限度と して、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、国際交流事業を行い、又は 行った年度の4月20日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、 別に期日を定めることができる。

(添付書類)

- 第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる 書類とする。
 - (1) 国際交流推進団体が存在していることを証する規約、会則その他これに 類する書類
 - (2) 国際交流推進団体の代表者の住所及び氏名並びに構成員の人数を記載した書類
 - (3) 国際交流事業に係る実施要領
 - (4) 国際交流事業に係る実績概要書
 - (5) その他市長が必要と認める書類 (委任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。